

赤磐市立山陽小学校 いじめ問題対策基本方針

平成30年4月 改定

いじめに関する現状と課題

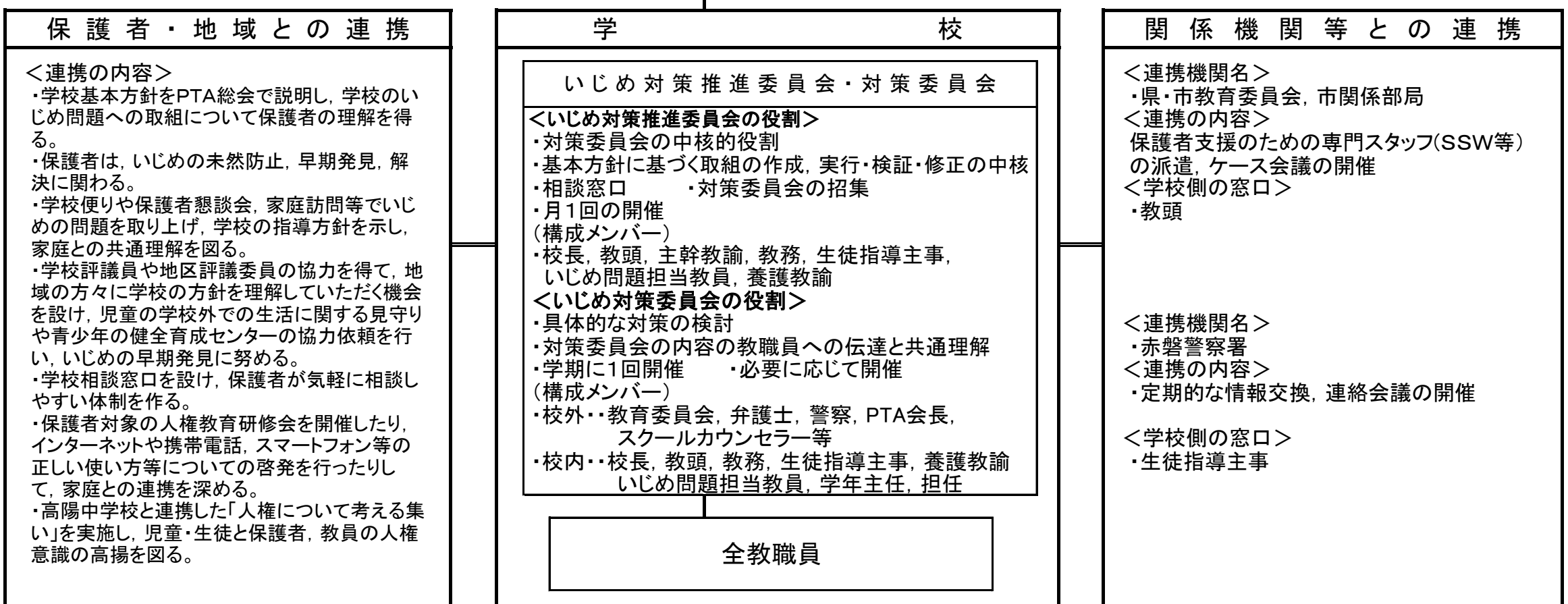
・本校のいじめの訴えの態様は、無視や言葉によるからかいがほとんどである。いじめている児童は、自分が相手に対してつらい思いをさせていることに気付かなく、いじめだととらえにくい。現在、生徒指導担当を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌とも連携するとともに、道徳、特別活動等学校教育全体を通して児童に指導・啓蒙していく必要がある。また、いじめの早期発見適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめの問題について全教職員で理解し取り組むために、いじめ対策委員会には生徒指導主事以外にも各学年の教職員も参画し、それぞれの立場からいじめ問題解決のための取組を行う。学校は、指導方針や指導計画などの情報を家庭に積極的に提供し注意喚起するとともに、家庭において配慮すべき内容についても日頃から連携を取り共通理解を図る。
 ・いじめの未然防止に向けて子ども自身のいじめに対する問題意識を高めるとともに、だれもが活躍できる機会を設けることで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために、年2回の教育相談やアンケートを実施するとともに、日常から子どもたちが相談しやすい体制を整える。

<重点となる取組>

- ・「いじめは人権に関わる重大な問題であり、絶対に許されない」ことを、日頃から子どもたちに明確に伝える。
- ・道徳や特別活動の年間計画に思いやりの心や正義感、生命尊重に関わる内容を明確に位置づける。
- ・学級内での役割分担を工夫したり、学級活動・児童会活動を充実させたりすることで、学級への所属感をもたせるとともに自己有用感を高める。
- ・「いじめについて考える週間」において、いじめを許さず、お互いの人権を尊重しようとする意識の高揚を図る。
- ・「助け合い みんなで協力 山陽小」のスローガンのもと、児童会が中心となっていじめのない学校づくりに取り組む。



学校が実施する取組

①	<p>いじめの防止</p> <p>(学校の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例研究やカウンセリング演習等の校内研修を充実させ、全教職員でいじめについての共通理解を図る。・推進委員による学校全体の状況を把握する。 <p>(信頼関係の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全教職員が、教育相談を実施するにあたって理解と知識・技能を身に付けておくとともに、教育相談活動に積極的に取り組める体制を整える。 ・休み時間に積極的に児童と外遊びを行い、児童と教師の人間関係づくりに役立てる。 <p>(学級づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級内での役割分担を工夫したり、学級活動を充実させたりして学級への所属感をもたせる。 ・思いやりや支え合いに基づく様々な活動を取り入れることにより、望ましい人間関係を育てる。 <p>(授業づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導のめあてを明確にし、達成の喜びを味わうことができる、分かる授業を展開する。・いじめを正しく認識させ、「絶対に許されない」ことを明確に伝える。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の便利性ととも情報発信する責任を自覚し適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、全ての児童に位置付ける。
②	<p>早期発見</p> <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートと教育相談を年2回(6月・11月)実施したり、「気になる児童のチェックリスト」を活用したりすることで児童の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。 ・休憩時間や掃除時間、係活動など、子どもたちと一緒に過ごす機会を増やし、日記や作文等を活用し子どもたちの心の変化を把握する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全教職員が、児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり相談できる体制を整える。 ・いつでも利用できる教育相談室を整備し、相談しやすい環境を作る。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化や行いがあつた場合、晩会(生徒指導連絡会)や職員会議を利用し情報を共有し、全教職員で指導・支援に当たる。 <p>(家庭への啓蒙)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校相談窓口を設けるなど保護者が相談しやすい体制を作り、学校便りやPTA総会等で活用を促す。また、個人懇談でいじめの有無や人間関係を確認しいじめの早期発見を図る。
③	<p>いじめへの対処</p> <p>(正確な事実確認と教職員間での情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの訴えがあつた場合や発見した場合は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ・職員会議等を利用して全職員で情報を共有し、いじめに関わつた子どもたちの学校生活全般に注意を払う。 <p>(組織的な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実が確認されたら、いじめ対策委員会を開催する。 ・今後の指導方針及び指導内容、役割分担等について決定し、サポートチームを組む。 <p>(適切な支援・指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童を全力で守り通すという強い姿勢を伝えるとともに、いじめられている児童を温かく見守るなど、心身の安全を保障する。保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応し、事実関係を正確に説明し、学校の指導方針を伝える。 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを伝え、いじめが他者の人権を犯す行為であることに気付かせるとともに、他人の痛みを理解できるような指導を根気強く行う。また、いじめた児童の学校での様子や家庭環境等にも十分配慮する。同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていくという姿勢で保護者の対応に当たる。 <p>(指導の継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。 ・いじめを積極的に認知し、100%の解消を目指し、徹底して解消に取り組む。 いじめの「解消」の定義…いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと <p>(特に配慮が必要な児童への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を含む障害のある児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童、性同一障害、東日本大震災により被災した児童等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。